

鳥取県議会報

毎週火曜日発行
休日は毎週金曜日

(県議会議長回答文)

鳥県議受第970号
昭和43年10月4日

鳥取県監査委員 浜田庄二殿
鳥取県議会議長 上根政幸

四 次

△議題公知 鳥取県議員懇親会の回数

監査公告

鳥取県監査公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、石尾実ほか21名の請求に係る鳥取県職員措置請求については、同法同条第3項の規定により、昭和43年9月30日受監委第259号で監査の結果を監査請求人および県議会議長、県議会事務局長あて通知したところであるが、請求に理由があると認めた「從来から慣行として行なわれてきた議長から議員に贈られている中元等は、今後これを廃止されたい。」ことについて県議会議長および県議会事務局長に対し、昭和43年10月7日までに必要な措置を講ずべきことを勧告したところ、次のとおり回答があつたので同法同条第7項の規定により公表する。

昭和43年10月11日

鳥取県監査委員 浜田庄二平
同 中田玉平

(県議会事務局長回答文)

昭和43年10月4日

鳥取県監査委員 浜田庄二殿
鳥取県監査委員 中田玉平殿

鳥取県議会事務局長 山田芳美

鳥取県職員措置請求について(回答)

昭和43年9月30日受監委第259号をもって、通知された監査の結果に基く勧告要望のあつた“議員に対する中元等の贈与”については、議長の指示により善処します。